

※ 本公募は、令和4年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

## 農山漁村振興交付金 (山村活性化対策(商談会開催等事業)) 公募要領

### 第1 はじめに

山村は、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割を担う重要な地域ですが、人口減少・高齢化等の影響や地域経済の低迷により、こうした機能を十分に発揮させるために不可欠な地域社会の維持が困難となりつつあります。このため、地域の活性化に向け、山村の特色ある農林水産物や、固有の自然・景観、伝統文化等の地域資源を活用した新商品・サービスの開発・販路拡大等を行う全国の振興山村の取組に対し、農林水産省では平成27年度から「山村活性化対策」として支援を行ってきています。

各地の振興山村のこうした取組が、支援後も自立的に安定して継続・発展していけるよう、取組の導入部にあたる商品開発や新規事業の立ち上げから、一定の目標である商品の販路開拓・拡大をさらにバックアップする取組に対し、農山漁村振興交付金(以下「振興交付金」という。)を交付します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この農山漁村振興交付金(山村活性化対策(商談会開催等事業))公募要領(以下「公募要領」という。)を御覧ください。

また、交付を希望する場合には、公募要領のほか、農山漁村振興交付金交付要綱(以下「交付要綱案」という。)及び農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(案)(以下「実施要領案」という。)を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、提案に当たっては、「新型コロナウイルス感染症」の影響等も考慮して、実施可能な提案とするとともに、その実施に当たっては、政府のガイドライン等に沿って講じる対策についても記述してください。

公募期間：令和4年3月9日(水)から令和4年3月23日(水)17時まで  
(郵送の場合も同日17時必着)

### 第2 事業内容等

公募対象事業は、実施要領案の第2の2に規定する事業の公募を行うこととします。具体的な事業内容、事業実施主体等は下記及び別表1、2に定めるとおりであり、以下の事業内容の全てに取り組む1事業主体を公募することとします。

また、1事業主体は複数者による共同提案も可とします。その場合は共同提案を行う複数者の中から本公募にかかる代表提案者を選定し、国との連絡調整等は

代表提案者が行うものとします。

なお、相乗効果の発現・効果向上を図るため、各項目を複合して実施することも可能です。

## 1 事業内容

### (1) 商談会開催支援

山村地域の商品の販路開拓を支援するため、山村地域からの参加者とバイヤー間の商談等が可能となる展示商談会又は販売会（以下「商談会等」という。）の開催・運営等を行う。

ア 展示商談会・販売会（対面・集合型）への共同出展

(ア) 形式・内容・実施方法

#### ① 商談会等の共同ブースの設営や管理運営

商談会等を開催（主催・共催）し、これを管理・運営するか、又は、他者が主催する商談会等に、山村からの出展（共同及び／又は個別ブース設定の上）を支援する。

なお、商談会ではなく販売会とする形式も可能（その場合、出展を出店と読み替える。）。

各出展者における商談・取引成立は、各出展者の責任によるところであり、本事業実施主体には含めない。

#### ② 山村地域からの参加者の募集、事前説明の実施等

事業実施主体は、平成 27 年度以降、山村活性化支援交付金により商品開発等に取り組んだ（取り組んでいる）事業実施主体を中心に、振興山村地域の事業者・自治体に対し、商談会等について広く周知し参加を募る。平成 27 年度以降、山村活性化支援交付金を活用した事業実施主体については、別途、農林水産省より連絡先を伝える。

事業実施主体は、商談経験の浅い山村地域の参加者に配慮し、事前説明の段階で、商品情報を効果的に説明するための準備方法や商談に係るリスク及び当該リスクへの対応方法等を周知すること。

(イ) 回数・時期（期日）

最低 1 回（1 日以上）、時期の指定なし

(ウ) 開催場所

指定なし（首都圏にも限定せず）。会場の手配については、事業実施主体が行うこと。

(エ) 規模・種類

指定なし。B to B の展示商談会に限定せず、B to C の販売会も可能

(オ) 対象者等

- ・振興山村の事業者・自治体
- ・振興山村の商品を直接扱っている振興山村外の事業者：こちらについては、応募状況を取りまとめの上、農林水産省と協議し、選定する。
- ・バイヤー指定なし

(カ) 出展料

商談会等を主催・共催し、出展者に対し出展料を求める場合、本交付金からの支援を差し引いた実費分とし、主催者・共催者に利益を発生させないようにすること。他者主催の商談会等に出展する場合の出展料は、主催者が設定する出展料を各地域からの出展者が負担するものとする。

上記以外で出展に際し必要となる経費（旅費・需用費等）については、全て出展者側の負担とする。

イ Web サイトマッチング商談会の開催

(ア) 内容・実施方法

① Web 商談会の開催

山村地域と、同地域の商品に関心あるバイヤーが商談可能となる仕組みを Web 上に構築し、両者の引き合わせをサポートする（成約までを求めるものではない）。

他社が構築・運営している類似の Web 商談会の仕組みを活用して本事業内容を実施することも可能。

本 Web 商談会では、バイヤーから山村地域に対し、出品された商品の開発・改良、販売に関する具体的アドバイスの機会を設けることを必須とする。

② 参加者募集、事前説明の実施等

上記ア（ア）②に同じ。

事業実施主体は参加バイヤーに対し、山村地域から出展されている商品（成約に至らない商品も含む）について、実務的・実用的な具体的アドバイスを当該山村に提供するよう依頼すること。

(イ) 回数・時期（期日）

最低 1 回（1 日以上）、時期の指定なし

(ウ) 規模・種類

規模の指定なし。種類は B to B の商談会であること。

(エ) 対象者等

- ・山村からの参加対象については、上記ア（オ）と同じ。
- ・バイヤーの指定はない。

(オ) 参加費用

出展者の参加費用は無料とする。仮に、他社が運営する Web 商談会を活用して本事業内容を実施する場合、その利用料・参加料など主催者に支払う費用については、本事業実施主体が負担するものとする。

ウ 商談会開催後の参加者フォローアップ

(ア) 内容・実施方法

① 実施結果把握

ア及び／又はイ実施後にアンケートを実施するなどし、今年度参加者(山

村側及びバイヤー側)の商談・成約状況等を把握する。

② 販路開拓の課題把握

過年度参加者も含め、全参加者に対し、商談会及びその後の成約状況等を聞き取り(アンケート調査等)、成約に至らない課題を抽出する(方法は指定しない。)。なお、対象者については、農林水産省から改めて伝える。

③ とりまとめ

ア及びイの参加者情報及び①及び②の結果をとりまとめる。

(イ) その他

(ア)の③のとりまとめ方法や記載様式は指定しないが、上記に加え、本取組に関して得た全ての情報を Microsoft 社のワード及び/又はエクセルにて電子ファイルとして保存した CD 等の電磁的記録媒体(3部)を農村振興局地域振興課に提出する。

電磁的記録媒体には、ウイルス対策を行うこととし、ウイルス対策に関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日)を記録したラベルを貼り付けること。ウイルス対策ソフトは信頼性が高く、かつ、最新のデータに更新したものを使用すること。

(2) 山村振興セミナー支援

冒頭にも記したとおり、農林水産省では、特色ある地域資源を活用した商品の開発からその販路拡大に向けて取り組む山村地域の支援を行ってきたが、一般に山村地域は、中～大消費地から遠方であり、かつ、情報通信環境整備が十分ではないことなどから、市場ニーズや動向に関する様々なデータや幅広い情報の収集において不利な状況に置かれ、また、知見をインプットできる人材も不足しているため、地域資源を活用した新商品開発におけるアイデア形成や事業継続のノウハウ不足の点で課題を抱えている。

これら課題を解決するため、本事業では、下記ア及びイを事業内容とする山村振興セミナーを行う取り組みを支援する。

なお、本セミナーに参加し、修了証が授与された山村地域の者が、令和5年度以降、山村活性化対策事業に取り組みたいとした場合、採択審査において考慮するものとする。

ア マーケティング基礎講習の開催・運営等

(ア) 目的・内容・実施方法

① 基礎講習の開催・運営(受講者募集を含む)

山村地域の方たちが、山村という条件不利地での商品開発・販売に係る起業やその持続的経営に必要な基礎知識や情報を習得できるよう、事業実施主体は、マーケティングや商取引、起業等に係る専門知識を有する者による山村の方たち向けの連続講習会を開催・運営する。

開催方法は、オンライン(その場合、ライブ配信及び見直し配信の両方

を可とするもの。)及び/又は対面(集合)講義のどちらでも構わない。

② 受講者同士のネットワークの設定等

山村という共通特性の下、それぞれの地域で活性化に取り組もうとする意欲の高い受講者が、各自が抱える課題や悩みを共有したり、相互にアドバイスを رفتたり、さらに横の連携により、新たなビジネスの芽が出ることも期待し、受講者間のネットワークを Web 上に構築し、管理運営すること。

なお、受講者のネットワーク参加登録は任意とする。

事業実施主体による本ネットワークの管理運営とは、ネットワークが適切に利用されるよう、予め利用規約を作成し、参加登録している受講者(以下「利用者」という。)が当該規約を遵守するよう適切な指導を行うことを指す。その中には、利用者の行為が、利用規約に違反すると認められる場合、当該利用者に改善を求めるとともに、これに応じず改善が見られない場合等は、その利用を停止または登録を抹消することも含まれる。

利用規約違反等の事案については、農林水産省に直ちに報告するものとする。

(イ) 基礎講習の回数・時間・時期

集中して講習を受け、内容を十分に理解できるよう、1 講座あたりの時間を 60~90 分程度とし、これを複数回に分けて実施することを想定しているが、具体的な回数、時間及び開催時期については指定しない。

(ウ) 基礎講習の開催場所(対面(集合)講義の場合)

指定なし(首都圏にも限定せず)。会場の手配については、事業実施主体が行うこと。

(エ) 基礎講習の規模・種類

オンラインについては、指定しない。なお、対面(集合)講義の場合、80 名程度を想定(数の指定はしない)。

成功事例の紹介や起業の秘訣などといった抽象的・形式的な、講師から一方向的な講演ではなく、実用的・実務的な内容とし、かつ、オンライン(ライブ配信)又は対面(集合)では講義の最後に質疑応答に答える時間を設ける形とする。

(オ) 受講者の募集

事業実施主体は、ホームページ等を活用して受講希望者の募集を行い、応募申請をとりまとめの上、農林水産省と協議し、受講者を選定する。

(カ) 受講対象者等

① 対象者

受講対象者は、(i)振興山村の住民、(ii)振興山村を所管する自治体の職員、(iii)振興山村内に事業所等を有し、かつ、当該山村の地域資源を活用する事業を行っている事業体の職員等(振興山村内への通勤者)の(i)から(iii)のいずれかで、地域資源を活用した新商品・サービスの開発・販売・提供等を通じた山村地域の活性化に意欲がある者とする。

## ② 応募・選定方法

申し込みに際しては、(i)から(iii)のいずれかに該当する旨を確認するため、居住地等を記入させるとともに、地域活性化への取組意欲を確認するため、当該振興山村の山村振興計画の有無や山村活性化対策事業への取り組み予定等を確認するためのアンケート等を行うことを想定している（内容・方法は指定しない）。

### (キ) 講師等

マーケティングや商取引、起業等に係る専門知識を有する者（特定の者の指定はない。）。講師に対して、必要に応じ、本交付金から、農林水産省の規定により謝金及び旅費を支払うことができる。

### (ク) その他

#### ① 基礎講習における試験等の実施・修了証の授与

期間中少なくとも1回、理解度確認の試験を実施するものとする。最終講義終了後の試験において一定の基準に達した受講者に対しては、修了証を授与するものとする。

試験内容やその回数、時期、実施方法及び基準については、指定しない。

なお、試験に替えて受講者にレポート提出を課し、レポートの審査結果により修了証を授与する形式に替えても構わない（レポートのテーマ、様式等は指定しない。）

#### ② 参加費等

(ア) ①について、受講者から参加費やテキスト代は徴収しない（無料）。対面・集合講習とする場合、受講者に対する旅費等の支給は行わないものとする。

(ア) ②の利用者の登録料・利用料は無料とする。

## イ ビジネスモデル作成ワークショップの開催・運営

### (ア) 内容・実施方法

事業実施主体は、地域資源を活用して新商品・サービス開発（以下「商品開発等」という。）を行いたいと考える山村地域の者（以下「山村側」という。）と、山村地域の資源を活用した新商品開発についてのアイデアを有する者（山村内外の者。以下「発案者側」という。）を引き合わせ、両者による混成チームを作り、各チームが、地域資源を活用した新商品開発等の企画やその事業に関するビジネスモデルを作成し、最後はコンペティション（以下「コンペ」という。）形式で企画・モデルを発表するワークショップ（以下「WS」という。）を開催する。

なお、WSには、新商品開発等に関する起業と（或いは、既存事業を改良し）、その事業を継続させ地域の産業振興につながる取組とするための課題・リスクと対応の検討も盛り込み、次年度以降の山村活性化対策事業の実施に直接的に作用する実践的プログラムとすること。

山村側の積極的な参加を促すため、企画・提案・発表に際して、発案者

側がリードしすぎることをないよう、事業実施主体においては、両者間の調整をすることを必須とする。

開催方法は、オンライン及び／又は集合形式のどちらでも構わない。

チーム編成においては、山村側、発案者側、概ね同人数ずつのグループでの参加を基本とし、応募時点で各グループが提出したプロフィール等を元に、事業実施主体がマッチングを行う（マッチング詳細は下記（カ）を参照のこと）。

(イ) 回数・期間（時期）

WS最終回は年明け（令和5年）に、それまでの総括として、各チームによるビジネスモデル企画を競うコンペを行うものとする。当該コンペについては、アの受講生も視聴可能とするよう、オンラインでの公開など想定。

これに向けて各チームが十分に議論することが可能となるよう、スタートから最終回まで、一定の期間内に複数回開催することを想定しているが、具体的な回数及び開催期間、さらに各回の開催時期については指定しない。

(ウ) 開催場所（集合型WSとする場合）

指定なし（首都圏にも限定せず）。会場の手配については、事業実施主体が行うこと。

(エ) 規模・種類

チーム数は6～7以上、1チーム4～8名程度のチーム構成を想定しているが、それぞれ具体的な数は指定しない。

(オ) 参加者の募集

事業実施主体は、ホームページ等を活用して参加グループ（山村側、発案者側）の募集を行い、応募申請をとりまとめの上、農林水産省と協議し、参加者を選定する。なお、グループ参加が難しい場合は、個人参加も認めるものとする。

(カ) 参加対象者等

① 対象者

・山村側

上記アの（カ）の①のいずれかに該当する者が、グループ内の過半数を占めること。やむを得ず個人参加とする場合は、当該個人がアの（カ）の①のいずれかに該当する者とする。

なお、アの受講者が参加することも可能とする。

・発案者側

本WSの意図を十分に理解し、地域資源を活用した新商品開発等を行いたいとする山村側に対し、その目標実現に向けて様々なアイデアを出すなど協力する意思のある者であれば、居住地・職業・所属・年齢等は一切問わない。なお、発案者側については、令和5年度以降の山村活性化対策の採択審査の際の考慮は行わない。

② 応募・選定方法

申し込み際には、上記①の条件に該当する旨を確認するため、地域や各グループに関するプロフィールの提出やアンケート実施等を想定している（内容・方法は指定しない）。

マッチングについては、既成概念や先入観を排し、また、最後のコンペにおける公平性を期すため、山村側・発案者側双方から予め特定の者の希望を出させるのではなく、各グループのプロフィールやアンケート等から、事業実施主体において最適な組み合わせを決定するものを想定している。

ただし、既成概念・先入観の排除や公平性が担保されるのであれば、方法・形式は指定しない。

(キ) ファシリテーター・メンター・ジャッジ兼コメンテーター

地域振興或いは新商品開発などに十分な知見を有する者（1名以上）をファシリテーターとし、WSを円滑に進めるための司会進行役とする。

同様に、こうしたテーマに知見のある者をメンターとして、各チームに1名配置する。

コンペにて各チームの企画を審査するに相応しい者をジャッジ兼コメンテーターとして複数名選定する。

これらの選定については、すべて、事業実施主体が行う。なお、ファシリテーター、メンター、ジャッジ兼コメンテーターに対して、必要に応じ、農林水産省の規定により謝金及び旅費を本交付金から支払うことができる。

(ク) その他

① WS修了証等の授与

WSを無事修了し、コンペに出場したすべての者（各個人）に対し、修了証を授与する。

コンペにて優秀な成績を収めた者には、修了証にその旨記載し、主催者側の結果とりまとめにも記録しておくこと。

② 参加費等

参加費等については無料とする。なお、対面・集合形式とする場合、参加者に対する旅費等の支給は行わないものとする。

ただし、WS期間中1回、希望に応じて当該山村の現地視察を農林水産省の旅費規程により本交付金から支給して行うことができるものとする。支給対象となるのは、発案者各人の出発地から現地までの往復国内旅費（最長で現地2泊3日分）とする。

視察にかかる旅費以外の経費については、各参加者の自己負担とする。

必要に応じ、ファシリテーター、メンター、ジャッジ兼コメンテーターの現地視察も、同条件で実施することが可能とする。

ウ ア及びイの実績、課題、効果等の把握・分析

山村振興セミナーの実績には、修了証を授与された者の情報も記録しておくこと。とりまとめ方法や様式は指定しない。その他、（1）のウの（イ）



と同様とする。

## 2 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月31日までとします。

## 第3 提案書の作成及び提出等

### 1 応募に必要な書類

#### (1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添1）

事業提案者（以下「提案者」という。）は、農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）に、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画について記入していただきます。

その際、第2に示した事業内容について、各項目を複合して実施する場合、提案書により、複合する内容とその理由や期待される成果などを記入し提案してください。あわせて、事業内容等において、想定する規模・方式等の記載がありつつも、具体的な条件の指定がない項目（「指定なし」の記載がないものもあるので、留意）は、提案者が提案書において、適当と考える具体的内容とその理由や期待される成果などを記入し、提案してください。

なお、当該項目については、提案書が採択されても、記載された内容が、全てそのまま採用されるものではなく、実施前に農林水産省と協議の上、決定するものとしますので、予めご了承ください。

交付金の対象となる経費については、別紙1を御参照ください。

#### (2) 組織の概要、活動内容等を示す以下に掲げる資料（（1）の提案書に添付）

ア 設立趣意書、定款、寄附行為、規約

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合はその内容が確認できる資料。設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料。）

エ 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表、損益計算書。設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料。）

オ 役員、職員名簿、組織図

カ 取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネジャー）のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

### 2 応募に当たっての留意事項

提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）

第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適正化の審査において、その事実を考慮するものとします。

### 3 書類の提出方法等

#### (1) 提出方法

第 9 に記載する書類提出先に次のア又はイのいずれかの方法で提出してください。

##### ア 電子データにより提出する場合

各地域別の提出先のメールアドレスに電子データ（1（1）に記載した農山漁村振興交付金事業実施提案書については、オリジナルデータ及び PDF の両方。1 の（2）の各資料については PDF 形式）

##### イ 書類を提出する場合

第 9 に記載の提出先に、御持参又は御郵送願います（添付資料も含め 7 部）

#### (2) 提出期限

令和 4 年 3 月 23 日（水）17 時まで（郵送の場合も同日必着）

#### (3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）に、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れなど不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書等は、1 提案者につき 1 点に限ります。

ウ 書類で提出する場合の提出部数は 7 部です。

エ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

オ 提出された書類については、個人情報保護及び機密保持に努め、審査以外には使用しません。

カ 提出された書類については、必要に応じて内容について問い合わせを致します。

## 第 4 提案書の選定等

### 1 審査方法

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）は、外部有識者等による選定審査委員会を設置し、2 に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会において、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）の案を決定します。なお、取組毎の応募者が 1 団体であった場合は補助金等交付候補者として選定しない場合があります。また、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんのでご了承願います。

## 2 審査の観点

### (1) 事業の趣旨、目的の理解度

ア 事業の趣旨・公募要領の別表1の事業内容を理解しているか

### (2) 事業の実現性と効率性

ア 事業が円滑かつ効果的に行われるスケジュールになっているか

イ 計画の実現に向けて、効率的かつ適切な経費支出となっているか

ウ 投入する事業費に見合った成果が期待できるか

エ 事業内容に偏りがなくバランスよく提案されているか

### (3) 事業遂行のための技術力、組織運営の妥当性

ア 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか

イ 適切な経理処理能力を有しているか

### (4) 商談会開催支援の実施手法の妥当性、取組の効果

ア 山村地域からの参加者や、バイヤーを広く募集する提案がなされているか

イ 開催する商談会等の形式・内容・実施方法が山村地域の課題解決に向けた取組となっているか

ウ 開催する商談会等の回数・時期、開催場所、規模・種類の効率的な提案がなされているか

エ 目標の設定は妥当なものであり、実現可能な事業の取組の提案がなされているか

### (5) 山村振興セミナー支援の実施手法の妥当性、取組の効果

ア 山村地域からの意欲がある参加者を広く募集する提案がなされているか

イ 基礎講習及びワークショップの回数・時期、開催場所、規模・種類により効率的な技術の習得を獲得可能な提案がなされているか

ウ 基礎講習について、実用的・実務的なテーマを設定した山村の方たち向けの講習を実施する提案がなされているか

エ 山村の方たちがワークショップで活発に議論ができる体制の提案がなされているか

オ 目標の設定は具体的かつ測定方法も妥当なものであり、実現可能な提案がなされているか

## 3 審査結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対してその旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、その通知の中で、第5の1の申請に当たり条件を付すことがあります。

選定の通知については、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった提案者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その際は、事前に該当する提案者には御連絡します。

## 第5 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

### 1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1箇月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を農村振興局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、提案者へ事前に御連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため以下の資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象経費とならない経費が認められる場合がありますので御了承願います。

- (1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料
- (2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料
- (3) 外部委託については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料 等

### 2 交付金の支払手続

農村振興局長が振興推進計画等を承認したときは、振興交付金の申請者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします。

振興交付金の申請者は、割り当てられた額を踏まえ、別に定める交付金交付申請書を作成し、農村振興局長に提出してください。

その後、農村振興局長から発出される振興交付金の交付決定通知日以降に振興交付金の対象となる事業を開始することができます（交付決定通知日以前に発生した経費は、原則として交付金の交付の対象になりません。）。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算））を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 振興交付金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農村振興局長に提出してください。
- (2) その後、提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。
- (3) 事業終了前の支払い（概算払）については、制限を設けていますので、ご注

意ください。

## 第6 事業実施に当たっての留意事項

### 1 成果物等の帰属について

本事業を実施することにより作成した著作物（Web サイト等）に関する著作権は交付事業者に帰属しますが、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は利用者に許諾することが条件となります。また、交付事業期間中及び交付事業終了後5年間において、交付事業者及び交付事業の一部を受託する団体は、交付事業の成果により生じた著作権について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農林水産大臣に協議して承諾を得ることを条件とします。

また、本事業の一部を交付事業者から受託する団体にあっても同様に上述条件を遵守することとし、交付事業者と交付事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取り扱いについては、交付事業開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

### 2 収益状況の報告及び納付

事業成果に基づき収益が生じた場合には、実施要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

### 3 交付金の返還について

交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど補助金適正化法に違反して交付金を使用した場合は、交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

### 4 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

## 第7 その他

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業完了年度以降も実施状況等、事業実施に伴う事業効果の把握のための調査には必ず協力していただきますので予め御承知おきください。

## 第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話、メール又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症対策等による担当者の出勤状況により、お問い合わせに即時に対応できない場合がありますので予め御了承ください。

(電話による問合せ対応時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

電子データで提案書等を提出された場合は、その旨、下記提出先に必ず電話でご連絡ください。

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
TEL：03-3502-8111 (内線 5643)  
FAX：03-3592-1482  
E-mail：[sansonbosyuul@maff.go.jp](mailto:sansonbosyuul@maff.go.jp)

別表 1 事業内容及び選定要件

事項	事業内容	選定要件	交付率及び助成額
商談会開催等事業	<p>(1) 商談会開催支援 山村地域からの参加者とバイヤー等との商談会等の開催・運営等</p> <p>ア 展示商談会・販売会（対面・集合型）への共同出展 （ア）共同ブースの設営や管理運営 （イ）山村地域からの参加者の募集、事前説明の実施</p> <p>イ Webサイトマッチング商談会の開催 Webサイトマッチング商談会への山村地域からの参加者及び山村の地域資源を活用した商品に関心があるバイヤー等の募集、事前説明の実施</p> <p>ウ 商談会等開催後のフォローアップ等 （ア）各商談会等参加者へのアンケート調査の実施等を通じて、各参加者の商談・成約状況等を把握 （イ）過去の本事業の商談会参加者の成約状況やその後の状況の把握、成約に至らない課題の抽出 （ウ）上記ア及びイの実績やウの（ア）及び（イ）の結果を報告書にとりまとめ</p> <p>(2) 山村振興セミナー支援</p> <p>ア マーケティング基礎講習の開催・運営等 マーケティングや商取引、起業等に係る専門知識を有する者による山村地域からの受講者に対する、山村という条件不利地での商品開発・販売に係る起業やその持続的経営に必要となる</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 具体的な事業内容欄の（1）及び（2）の全てに取り組む事業であること。なお、相乗効果の発現・効果向上を図るため、各項目を複合して実施することも可能。</p> <p>(2) インターネットを活用する内容について、ネット上での連絡・対話・調整を効果的に実施するためのシステムを構築するものとし、山村地域のサイト利用者へのサポートも含んだ取組であること。</p> <p>(3) 対面・集合型を予定している内容について、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、必要に応じてインターネット活用型に変更するなど、事業効果と同時に、安全性・利便性の向上に取り組むものであること。</p>	<p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 助成額の上限は、44,000千円とする。</p>

	<p>基礎知識習得のための連続講習会の開催、受講者同士の情報交換の場の設定、運営</p> <p>イ ビジネスモデル作成ワークショップの開催・運営</p> <p>地域資源を活用したビジネスモデルについて、企画・発表する実践型講習会の開催・運営</p> <p>ウ ア及びイの実績、課題、効果等の把握・分析</p>		
--	--	--	--



別表 2 事業実施主体

事 項	事業実施主体	選定要件	事業実施期間
商談会開催等事業	(1) 特定非営利活動法人 (2) 一般社団法人 (3) 一般財団法人 (4) 公益社団法人 (5) 公益財団法人 (6) 民間企業	<p>次の全ての要件を満たすものとします。</p> <p>(1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。</p> <p>(2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。)を備えているものであること。</p> <p>(3) 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。</p> <p>(4) 日本国内に所在し、交付事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。</p> <p>(5) 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。</p>	<p>補助金の交付決定の日から令和5年3月31日まで</p>

別紙1 対象経費の区分等

区 分	経 費
1 人件費	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用したものに対して支払う実働に応じた費用
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等（会議費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「地方農政局長等」と読み替えるものとする。）
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が3年以下のものに限る。）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	施策の実施に必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が3年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

注意点

- 1 支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- 2 交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出されている経費は、本事業の交付対象とはなりません。
- 3 交付対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。
- 4 本事業の遂行に関係のない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待費等）は交付対象とはなりません。